

選別結果が相違するファイル一覧(出先機関)

ページ 番号	番号	実施機関					二次選別結果					二次選別に対する意見	
		所属名	保管 場所	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別 結果	選別基 準 該当番 号	変更判断理由	最終選 別 結果	移管・廃棄 理由
489	58	中央西 林業事 務所	書庫	H26	5	平成26年度森林境界明確化促進事業	廃棄	森林の境界図が記録された重要な文書であり、選別基準12に該当するため、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12	電子データで保存されているのであれば、紙ファイルを複製物とし、廃棄とする	廃棄	明確化された森林の境界は林地台帳等の電子データ化しているため、文書としての保存は不要
507	154	須崎林 業事務 所	5F 倉庫	H26	5	森林境界明確化促進事業	廃棄	森林の境界図が記録された重要な文書であり、選別基準12に該当するため、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12	電子データで保存されているのであれば、紙ファイルを複製物とし、廃棄とする	廃棄	明確化された森林の境界は林地台帳等の電子データ化しているため、文書としての保存は不要
511	199	須崎林 業事務 所	5F 倉庫	H21	5	平成21年度緊急間伐総合支援事業(中土佐町)	廃棄	本県が全国初めて導入した取組である森林環境税を活かした事業であり、本県独自の事業でもあるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12	事業全体の取組がわかるものが別に保存されているため、個別の詳細な事業は廃棄とする	廃棄	間伐の施行地、森林環境税の取組等は電子データにより、残存・共有しているため、事業を実施した個別文書の保存は不要
511	200	須崎林 業事務 所	5F 倉庫	H21	5	平成21年度緊急間伐総合支援事業(四万十町)	廃棄	本県が全国初めて導入した取組である森林環境税を活かした事業であり、本県独自の事業でもあるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12	事業全体の取組がわかるものが別に保存されているため、個別の詳細な事業は廃棄とする	廃棄	間伐の施行地、森林環境税の取組等は電子データにより、残存・共有しているため、事業を実施した個別文書の保存は不要
511	201	須崎林 業事務 所	5F 倉庫	H21	5	平成21年度緊急間伐総合支援事業(津野町)	廃棄	本県が全国初めて導入した取組である森林環境税を活かした事業であり、本県独自の事業でもあるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12	事業全体の取組がわかるものが別に保存されているため、個別の詳細な事業は廃棄とする	廃棄	間伐の施行地、森林環境税の取組等は電子データにより、残存・共有しているため、事業を実施した個別文書の保存は不要
512	202	須崎林 業事務 所	5F 倉庫	H21	5	平成21年度緊急間伐総合支援事業(須崎市)	廃棄	本県が全国初めて導入した取組である森林環境税を活かした事業であり、本県独自の事業でもあるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12	事業全体の取組がわかるものが別に保存されているため、個別の詳細な事業は廃棄とする	廃棄	間伐の施行地、森林環境税の取組等は電子データにより、残存・共有しているため、事業を実施した個別文書の保存は不要
512	203	須崎林 業事務 所	5F 倉庫	H21	5	平成21年度緊急間伐総合支援事業(橋原町)	廃棄	本県が全国初めて導入した取組である森林環境税を活かした事業であり、本県独自の事業でもあるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12	事業全体の取組がわかるものが別に保存されているため、個別の詳細な事業は廃棄とする	廃棄	間伐の施行地、森林環境税の取組等は電子データにより、残存・共有しているため、事業を実施した個別文書の保存は不要

選別結果が相違するファイル一覧(出先機関)

ページ 番号	番号	実施機関					二次選別結果					二次選別に対する意見	
		所属名	保管 場所	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別 結果	選別基 準 該当番 号	変更判断理由	最終選 別 結果	移管・廃棄 理由
517	32	幡多林 業事務 所	第6 倉庫	H26	5	緊急間伐・自伐林家要望調査等	廃棄	林業学校の創設に関連する文書と思われるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	12.16	本課で集約されたものが保管されており、当該ファイルの内容は、集約されたファイルに記録されているため、廃棄とする	廃棄	各事務所の調査結果が本課(木材増産推進課)に集約されているため、当事務所単独で移管する必要はないと思われる。
519	56	幡多林 業事務 所	第4 倉庫	H26	5	H26伊与喜線林道災害復旧事業 梅雨瀬前線豪雨災害(6.4~6.6)黒潮町	廃棄	当年度は、高知県西部で豪雨による被害が大きく、当時の被害復旧に関する文書は重要であるため、選別基準19,23が該当し、移管が適当	移管	19,23		廃棄	H26年の被害は多く、災害復旧事業も例年より多く申請があったが、選考基準19-(2)イの顕著な効果をもたらしたり話題性に富んだ事業ではないと思われる。
519	57	幡多林 業事務 所	第4 倉庫	H26	5	H26上川口線林道災害復旧事業 梅雨瀬前線豪雨災害(6.4~6.6)黒潮町	廃棄	当年度は、高知県西部で豪雨による被害が大きく、当時の被害復旧に関する文書は重要であるため、選別基準19,23が該当し、移管が適当	移管	19,23		廃棄	H26年の被害は多く、災害復旧事業も例年より多く申請があったが、選考基準19-(2)イの顕著な効果をもたらしたり話題性に富んだ事業ではないと思われる。
519	58	幡多林 業事務 所	第4 倉庫	H26	5	H26深木線林道災害復旧事業 梅雨瀬前線豪雨災害(6.4~6.6)四万十市	廃棄	当年度は、高知県西部で豪雨による被害が大きく、当時の被害復旧に関する文書は重要であるため、選別基準19,23が該当し、移管が適当	移管	19,23		廃棄	H26年の被害は多く、災害復旧事業も例年より多く申請があったが、選考基準19-(2)イの顕著な効果をもたらしたり話題性に富んだ事業ではないと思われる。
519	59	幡多林 業事務 所	第4 倉庫	H26	5	黒ノ瀬線1号箇所林道災害復旧事業梅雨前線豪雨災害(6.4~6.6)黒潮町	廃棄	当年度は、高知県西部で豪雨による被害が大きく、当時の被害復旧に関する文書は重要であるため、選別基準19,23が該当し、移管が適当	移管	19,23		廃棄	H26年の被害は多く、災害復旧事業も例年より多く申請があったが、選考基準19-(2)イの顕著な効果をもたらしたり話題性に富んだ事業ではないと思われる。
519	60	幡多林 業事務 所	第4 倉庫	H26	5	黒ノ瀬線2号箇所林道災害復旧事業梅雨前線豪雨災害(6.4~6.6)黒潮町	廃棄	当年度は、高知県西部で豪雨による被害が大きく、当時の被害復旧に関する文書は重要であるため、選別基準19,23が該当し、移管が適当	移管	19,23		廃棄	H26年の被害は多く、災害復旧事業も例年より多く申請があったが、選考基準19-(2)イの顕著な効果をもたらしたり話題性に富んだ事業ではないと思われる。

選別結果が相違するファイル一覧(出先機関)

ページ 番号	番号	実施機関					二次選別結果				二次選別に対する意見		
		所属名	保管 場所	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別 結果	選別基 準 該当番 号	変更判断理由	最終選 別 結果	移管・廃棄 理由
533	23	中央漁 業指導 所	棚2	H26	5	台風・赤潮等漁業関係被害調査	廃棄	赤潮被害に関する貴重な文書 であるため、選別基準16が該当 し、移管が適当	移管 ↓ 廃棄	16	本課で集約されたものが保管 されており、当該ファイルの内 容は、集約されたファイルに記 録されているため、廃棄とする	廃棄	赤潮、台風等の被害調査については、各漁業指導 所が実施しているが、そのとりまとめは、漁業振興課 が行っており、国、関係機関等への報告も同課が 行っている。 このことから、県内の過去のデータと資料が同課で 管理されていること及び国(関係機関を含む)により 各県のそれらを取りまとめた月報・年報も発行されて いることから、当所の記録は廃棄しても問題がないと 判断した。